

平成26年度市町村当初予算（普通会計）の概況

平成26年4月24日
茨城県総務部地域支援局市町村課

1 予算の特徴（総合予算編成団体）

- 県内44市町村のうち、40団体が総合予算を編成している。
（暫定予算編成団体：高萩市，城里町 骨格予算編成団体：下妻市，つくばみらい市）
- 平成26年度の県内40市町村の当初予算規模は、1兆354億96百万円で、対前年度比4.9%（487億66百万円）の増となっている。なお、復旧・復興分除きの予算規模では9,959億74百万円、5.1%（479億67百万円）の増となっている。
- 平成26年度当初予算の特徴としては、歳入面において、国庫支出金が、小中学校の耐震化等の増や国の経済対策である臨時福祉給付金の支給等により8.9%（113億円）の増となっている。また、地方債（臨時財政対策債除く）は31.1%（159億12百万円）の増、財政調整基金からの繰入金は18.6%（26億1百万円）の増となっており、必要な財源を地方債の活用や基金の取崩しにより補てんする厳しい状況となっている。
- 歳出面においては、東日本大震災からの復旧事業の進捗などにより災害復旧事業が△56.8%（△35億12百万円）の減となっている一方で、小中学校耐震化等の整備や老朽化（又は被災）した行政庁舎の建替え等の増により、普通建設事業が30.8%（389億8百万円）の増となっている。また、補助費等が臨時福祉給付金の支給等により13.2%（114億42百万円）の増となっている。
- 予算規模が前年度に比して増加しているのは、40市町村中28市町村（復旧・復興除きでは32市町村）となっている。

【当初予算規模】（40市町村）

（単位：百万円，%）

区 分	H25 予算額	H26 予算額	対前年度	
			増減額	増減率
全体	986,730	1,035,496	48,766	4.9
復旧・復興分除き	948,007	995,974	47,967	5.1

【主な増減】

（単位：百万円，%）

区 分	H25 予算額	H26 予算額	対前年度	
			増減額	増減率
歳入	986,730	1,035,496	48,766	4.9
うち国庫支出金	126,662	137,962	11,300	8.9
うち地方債（臨時財政対策債除き）	51,163	67,075	15,912	31.1
うち財政調整基金繰入金	13,974	16,575	2,601	18.6
歳出	986,730	1,035,496	48,766	4.9
うち普通建設事業費	126,328	165,236	38,908	30.8
うち災害復旧事業費	6,188	2,676	△3,512	△56.8
うち補助費等	86,999	98,441	11,442	13.2

問い合わせ先

総務部地域支援局市町村課 財政担当 小松崎，阿部
[直通029-301-2472，内線2470]

2 主な歳入

- ・ 地方税は、復興増税による個人均等割の増（3,000円→3,500円）や給与所得控除の見直し（控除額の上限（245万円）設定に伴う課税ベースの拡大）による所得割の増等により、2.0%（78億41百万円）の増となっている。（詳細は次頁参照）
- ・ 地方消費税交付金については、税率引上げなどにより24.8%（65億3千万円）の増となっている。
- ・ 地方交付税は、地方税の増収見込み等により、震災復興特別交付税以外では△0.3%（△4億49百万円）の減となっている。
 なお、震災復興特別交付税は、東日本大震災復興交付金を活用した事業の実施や被災した行政庁舎の建替え等により、25.6%（15億72百万円）の増となっている。
- ・ 国庫支出金は、小中学校の耐震化等の増や国の経済対策である臨時福祉給付金の支給等により8.9%（113億円）の増となっている。
- ・ 繰入金は、老朽化（又は被災）した行政庁舎の建替え等による特定目的基金からの繰入金の増加により、19.5%（91億74百万円）の増となっている。
 また、財政調整基金からの繰入金は、18.6%（26億1百万円）の増となっており、必要な財源を基金の取崩しにより補てんする厳しい状況となっている。
- ・ 地方債は、国の地方財政計画に対応して臨時財政対策債が△6.9%（△30億59百万円、地財計画では△9.9%）の減となっている一方、老朽化（又は被災）した行政庁舎の建替え等により合併特例債が32.2%（72億72百万円）の増となっており、全体で13.4%（128億53百万円）の増となっている。

【歳入の状況】

（単位：百万円，%）

区 分	H 2 5 当初予算額	H 2 6			
		当初予算額	増減額	増減率	構成比
地方税	394,495	402,336	7,841	2.0	38.9
地方譲与税	12,778	12,330	△448	△3.5	1.2
各種交付金	33,138	39,108	5,970	18.0	3.8
地方消費税交付金	26,339	32,869	6,530	24.8	3.2
地方特例交付金	1,367	1,364	△3	△0.2	0.1
地方交付税	149,829	150,952	1,123	0.7	14.6
普通交付税・特別交付税	143,682	143,233	△449	△0.3	13.8
震災復興特別交付税	6,147	7,719	1,572	25.6	0.7
分担金・負担金	13,729	14,010	281	2.0	1.3
使用料・手数料	17,224	17,118	△106	△0.6	1.7
国庫支出金	126,662	137,962	11,300	8.9	13.3
県支出金	58,912	61,355	2,443	4.1	5.9
繰入金	46,947	56,121	9,174	19.5	5.4
財政調整基金	13,974	16,575	2,601	18.6	1.6
その他特定目的基金	25,884	33,070	7,186	27.8	3.2
繰越金	10,377	10,156	△221	△2.1	1.0
地方債	95,597	108,450	12,853	13.4	10.5
うち臨時財政対策債	44,434	41,375	△3,059	△6.9	4.0
うち合併特例債	22,594	29,866	7,272	32.2	2.9
その他	25,675	24,234	△1,441	△5.6	2.3
合 計	986,730	1,035,496	48,766	4.9	100.0

【地方税の状況】

- ・ 市町村民税（2.3%の増）・・・復興増税による個人均等割の増（3,000円→3,500円）や給与所得控除の見直し（控除額の上限（245万円）設定に伴う課税ベースの拡大）による所得割の増
- ・ 固定資産税（2.0%の増）・・・新たに課税する新增築家屋分の増や、企業の設備投資による償却資産の増

（地方税の内訳）

（単位：百万円，%）

区 分	H 2 5 予算額	H 2 6				
		予算額	増減額	増減率	構成比	
普通税	市町村民税	174,523	178,534	4,011	2.3	44.3
	個人均等割	3,913	4,628	715	18.3	1.1
	所得割	134,465	137,510	3,045	2.3	34.2
	法人均等割	8,661	8,708	47	0.5	2.2
	法人税割	27,484	27,688	204	0.7	6.8
	固定資産税	176,541	180,132	3,591	2.0	44.8
	純固定資産税	175,250	178,891	3,641	2.1	44.5
	土地	57,633	56,675	△958	△1.7	14.1
	家屋	77,446	79,588	2,142	2.8	19.8
	償却資産	40,171	42,628	2,457	6.1	10.6
	交付金・納付金	1,291	1,241	△50	△3.9	0.3
	軽自動車税	4,980	5,173	193	3.9	1.3
	市町村たばこ税	22,336	22,191	△145	△0.6	5.5
	鉱産税	2	2	-	0.0	0.0
	特別土地保有税	-	-	-	0.0	0.0
小 計	378,382	386,032	7,650	2.0	95.9	
目的税	入湯税	313	325	12	3.8	0.1
	都市計画税	15,800	15,979	179	1.1	4.0
	小 計	16,113	16,304	191	1.2	4.1
合 計	394,495	402,336	7,841	2.0	100.0	
(参考)国保税(料)	77,306	78,072	766	1.0	-	

3 主な歳出

- ・ 義務的経費について、人件費が行財政改革による職員数の減等により△3.5%（△65億82百万円）の減、扶助費が保育所運営費の増等により2.0%（37億63百万円）の増となっている。
- ・ 投資的経費について、普通建設事業費（補助事業）が、小中学校耐震化等の整備の増等により23.0%（154億99百万円）の増、普通建設事業費（単独事業）が老朽化（又は被災）した行政庁舎の建替えの増等により39.0%（230億17百万円）の増となっている。一方、災害復旧事業費については△56.8%（△35億12百万円）の減となっている。
- ・ その他の経費のうち、物件費については、指定管理施設の増等による委託料の増などにより2.9%（41億74百万円）の増、補助費等については、国の経済対策である臨時福祉給付金の支給等により13.2%（114億42百万円）の増となっている。

【歳出の状況】

（単位：百万円，％）

区 分	H 2 5 予算額	H 2 6			
		予算額	増減額	増減率	構成比
義務的経費	479,213	475,047	△4,166	△ 0.9	45.9
人件費	188,418	181,836	△6,582	△ 3.5	17.6
扶助費	188,418	192,181	3,763	2.0	18.6
公債費	102,377	101,030	△1,347	△ 1.3	9.7
投資的経費	132,516	167,912	35,396	26.7	16.2
うち普通建設事業費	126,328	165,236	38,908	30.8	16.0
補助事業費	67,279	82,778	15,499	23.0	8.0
単独事業費	59,049	82,066	23,017	39.0	7.9
うち災害復旧事業費	6,188	2,676	△3,512	△ 56.8	0.3
その他の経費	375,001	392,537	17,536	4.7	37.9
うち物件費	144,050	148,224	4,174	2.9	14.3
うち補助費等	86,999	98,441	11,442	13.2	9.5
うち積立金	5,300	5,834	534	10.1	0.6
うち繰出金	120,244	122,719	2,475	2.1	11.9
合 計	986,730	1,035,496	48,766	4.9	100.0

4 今後の対応

○ 平成26年度予算をみると、小中学校耐震化等の整備や老朽化（又は被災）した行政庁舎の建替え等などの普通建設事業費の増、社会保障関係費である扶助費の増等により歳出が増加したことを受け、必要な財源を地方債の活用や基金の取崩しにより補てんする厳しい予算編成となった。

今後、本格的な人口減少社会の到来などにより、市町村は一層厳しい行財政運営を強いられることが予想されるなか、老朽化した公共施設の更新費用や、社会保障関係費等の義務的経費のさらなる増加が見込まれることから、引き続きゼロベースの視点に立った事務事業の抜本的な見直しを図るとともに、税の徴収対策の一層の強化による自主財源の確保、公共施設の再編や近隣市町村との広域連携による事務の共同処理等、徹底した行財政改革に取り組み、財政運営の健全化を強力に推進していく必要がある。

◇市町村別 当初予算額及び対前年度増減率（1／2）

（単位：百万円）

区 分		H26当初			対前年度増減率(全体)			増減率 順位 (全体)	主な増減理由 ※全体の中の主なもの	
		予算額	復旧・ 復興除き	復旧・ 復興事業		復旧・ 復興除き	復旧・ 復興事業			
1	水戸市	通常	98,307	96,579	1,728	6.5%	6.2%	28.9%	15	小中学校改築・耐震補強事業の増
2	日立市	通常	65,585	58,697	6,888	4.5%	3.9%	10.0%	19	【復旧・復興】 運動公園新中央体育館建設事業の増
3	土浦市	通常	56,465	56,018	447	8.3%	8.3%	6.4%	10	新庁舎建設事業（本庁舎）の増
4	古河市	通常	49,340	49,313	27	9.7%	9.7%	△ 18.2%	8	学校給食センター建設事業の増
5	石岡市	通常	28,709	28,576	133	0.9%	0.6%	141.8%	28	小学校空調設備整備事業の増
6	結城市	通常	16,715	16,625	90	3.1%	3.3%	△ 15.9%	23	防災行政無線整備事業の増
7	龍ヶ崎市	通常	22,501	22,439	62	△ 1.7%	△ 1.5%	△ 36.1%	36	小学校空調設備整備事業の減
8	下妻市	骨格	15,933	15,908	25	4.5%	4.6%	△ 41.9%		砂沼周辺都市整備計画事業の増
9	常総市	通常	22,780	21,543	1,237	△ 0.3%	1.7%	△ 25.8%	30	【復旧・復興】 石下西中学校整備事業の減
10	常陸太田市	通常	23,040	22,944	96	△ 0.4%	1.0%	△ 77.1%	31	【復旧・復興】 新庁舎建設事業（金砂郷支所）の減
11	高萩市	暫定	4,514	4,009	505	△ 62.8%	△ 63.9%	△ 50.5%		※暫定予算
12	北茨城市	通常	20,256	15,552	4,704	15.6%	6.0%	65.3%	4	【復旧・復興】 防災集団移転事業の増
13	笠間市	通常	28,250	27,580	670	3.9%	1.6%	1325.5%	21	【復旧・復興】 新庁舎建設事業（教育委員会）の増
14	取手市	通常	34,646	34,617	29	△ 2.0%	△ 1.8%	△ 73.1%	37	放射能除染事業の減
15	牛久市	通常	23,443	23,299	144	3.5%	3.3%	45.5%	22	中根小学校増築事業の増
16	つくば市	通常	68,271	68,108	163	4.5%	4.4%	61.4%	20	島名小学校増築事業の増
17	ひたちなか市	通常	50,857	50,046	811	2.6%	3.6%	△ 34.0%	24	小中学校耐震補強事業の増
18	鹿嶋市	通常	22,274	22,088	186	△ 0.6%	7.1%	△ 89.6%	33	【復旧・復興】 災害公営住宅整備事業の減
19	潮来市	通常	19,400	11,144	8,256	△ 17.5%	0.5%	△ 33.6%	40	【復旧・復興】 液状化対策事業の減
20	守谷市	通常	19,513	19,503	10	5.5%	8.5%	△ 98.1%	17	黒内小学校増築事業の増
21	常陸大宮市	通常	21,122	20,481	641	1.0%	△ 1.1%	239.2%	27	【復旧・復興】 橋梁耐震化事業の増
22	那珂市	通常	18,150	17,563	587	△ 1.2%	△ 2.4%	53.7%	34	両宮排水路整備事業の減
23	筑西市	通常	40,200	39,991	209	6.8%	6.6%	62.0%	12	学校給食センター整備事業の増
24	坂東市	通常	24,300	23,632	668	14.6%	12.6%	210.7%	5	【復旧・復興】 新庁舎建設事業（本庁舎）の増

◇市町村別 当初予算額及び対前年度増減率（2 / 2）

（単位：百万円）

区 分	予算額	H26当初		対前年度増減率(全体)			増減率 順位 (全体)	主な増減理由 ※全体の中の主なもの	
		復旧・ 復興除き	復旧・ 復興事業		復旧・ 復興除き	復旧・ 復興事業			
25 稲敷市	通常	21,777	21,770	7	8.8%	8.8%	0.0%	9	新庁舎建設事業（本庁舎）の増
26 かすみがうら市	通常	16,337	16,333	4	5.1%	5.3%	△ 90.7%	18	霞ヶ浦地区(南)統合中学校整備事業の増
27 桜川市	通常	15,930	15,647	283	△ 1.5%	△ 2.4%	86.2%	35	学校給食センター建設事業の減
28 神栖市	通常	42,632	35,022	7,610	12.3%	4.2%	74.7%	6	【復旧・復興】 液状化対策事業の増
29 行方市	通常	17,430	17,349	81	△ 0.2%	△ 0.4%	131.4%	29	玉造地区統合小学校整備事業の減
30 銚田市	通常	20,040	19,877	163	7.4%	7.4%	2.5%	11	銚田北中学校改築事業の増
31 つくばみらい市	骨格	19,553	19,525	28	11.6%	11.7%	△ 34.9%		(仮称) 陽光台小学校整備事業の増
32 小美玉市	通常	23,423	23,072	351	6.6%	5.8%	107.7%	14	小学校耐震補強・改築事業の増
33 茨城町	通常	11,110	11,017	93	△ 2.4%	△ 0.1%	△ 74.1%	38	桜丘中学校舎改築事業の減
34 大洗町	通常	9,336	7,963	1,373	15.9%	12.5%	41.3%	3	統合小学校整備事業の増
35 城里町	暫定	2,752	2,050	702	△ 69.2%	△ 76.9%	917.4%		※暫定予算
36 東海村	通常	22,671	21,105	1,566	28.2%	30.6%	2.3%	2	中丸小学校改築事業の増
37 大子町	通常	11,610	11,608	2	30.7%	34.0%	△ 99.1%	1	廃棄物処理施設整備事業の増
38 美浦村	通常	5,312	5,274	38	△ 3.1%	△ 3.2%	11.8%	39	小学校空調設備整備事業の減
39 阿見町	通常	14,557	14,510	47	6.4%	6.6%	△ 20.3%	16	防災行政無線整備事業の増
40 河内町	通常	3,714	3,692	22	△ 0.6%	△ 0.6%	0.0%	32	塵芥処理組合負担金の減
41 八千代町	通常	8,215	8,193	22	10.3%	11.1%	△ 71.4%	7	八千代第一中学校改築事業の増
42 五霞町	通常	4,010	4,010	-	2.0%	2.0%	-	25	町道5号線整備事業の増
43 境町	通常	7,791	7,791	-	1.5%	1.5%	-	26	臨時福祉給付金の増
44 利根町	通常	5,477	5,403	74	6.7%	5.9%	138.7%	13	小中学校改築事業の増
県 計 (全団体)		1,078,248	1,037,466	40,782					
県 計 (40団体) ※暫定・骨格除き		1,035,496	995,974	39,522	4.9%	5.1%	2.1%		
前年度より増加した団体					28	32			
前年度より減少した団体					12	8			

用語の解説

◎総合予算

一会計年度を通じて定められる基本的な予算。「通常予算」，「本予算」とも呼ばれる。

◎暫定予算

①予算が年度開始前までに成立する見込みがない場合，②新たに地方公共団体が設置された場合，③その他特別の理由がある場合に，総合予算が成立するまでの間の暫定的なものとして，一会計年度中の一定期間について最小限度必要とされる経費を計上する予算。

◎骨格予算

地方公共団体の長や議員の選挙時期等の関係から政策的な判断ができにくい等の事由により，政策的経費等の予算計上を避け，人件費等必要最小限度の経費を計上する予算。

骨格予算は一会計年度を通ずる予算計上を行うものであり，一会計年度の一定期間のみの予算計上を行う暫定予算とは異なるもの。

◎地方財政計画

翌年度の地方公共団体の歳入歳出見込み額に関するもので，内閣が作成する。地方財政計画の主な役割には次のものがある。

- ①地方交付税制度とのかかわりにおいての地方財源の保障を行う
- ②地方財政と国家財政・国民経済等との調整を行う
- ③個々の地方公共団体の行財政運営の指針となる

◎普通会計

地方公共団体における地方公営事業会計以外の会計。地方公営事業会計とは，地方公共団体の経営する公営企業，国民健康保険事業，後期高齢者医療事業，介護保険事業，収益事業，農業共済事業及び交通災害共済事業等に係る会計の総称。

《歳入》

◎一般財源

財源の用途が特定されず，どのような経費にも使用することができるものをいう。一般には，地方税，地方譲与税，地方交付税，地方特例交付金等をいう。

◎国庫支出金

国と地方公共団体の経費負担区分に基づき，国が地方公共団体に対して支出する負担金，委託費，特定の施設の奨励又は財政援助のための補助金等。

◎都道府県支出金

都道府県の市町村に対する支出金。都道府県自らの施策として単独で交付するものと，都道府県が国庫支出金を経費の全部又は一部として市町村に交付するものがある。

◎東日本大震災復興交付金

被災地方公共団体の復興地域づくりに必要なハード事業を幅広く一括化する（＝基幹事業）とともに，これと関連して復興のためのハード・ソフト事業を実施可能とする用途の緩やかな資金を確保する（＝効果促進事業）ことにより，被災地方公共団体が自らの復興プランの下に進める地域づくりを支援し，復興を加速させるため交付するもの。

◎地方交付税

国税のうち所得税，法人税，酒税，消費税及びたばこ税のそれぞれ一定割合を財源とし，地方公共団体が等しくその行うべき事務を遂行することができるよう，一定基準により国が交付するもの。

これにより，経済発展の地位的要因による税収の不均衡を是正し，すべての地方公共団体が合理的か

つ妥当な水準で行政を行うのに必要な財源が確保されるようになっている。

◎普通交付税・特別交付税

地方交付税の内訳であり、94%相当額が普通交付税、6%相当額が特別交付税である。普通交付税は基準財政需要額や基準財政収入額など客観的基準を特に重視して算定されるが、特別交付税は普通交付税の機能を補完し具体的な事情を考慮して交付される。

◎地方譲与税

国税として徴収し、そのまま地方公共団体に対して譲与する税。地方公共団体の財源とされているものについて、課税の便宜その他の事情から、徴収事務を国が代行している。具体的には、地方揮発油譲与税、自動車重量譲与税等がある。

◎地方特例交付金

児童手当及び子ども手当特例交付金（児童手当の制度拡充及び子ども手当の創設に伴う地方負担の増加に対応して交付）及び減収補てん特例交付金（個人住民税における住宅ローン減税に伴う減収を補てん）がある。なお、児童手当及び子ども手当特例交付金については、年少扶養控除の廃止等に伴う地方増収分の取扱いとして、子ども手当及び児童手当に係る財源見直しにより平成24年度向けに整理されている。

◎地方債

地方公共団体が資金調達のために負担する債務で、その返済が一会計年度を越えて行われるもの。

◎合併特例債

「市町村の合併の特例に関する法律」に基づき合併した市町村が、合併後のまちづくりのための建設事業などを実施する際に発行することができる地方債。

◎臨時財政対策債

地方公共団体の一般財源不足に対処するために発行される地方債であり、地方交付税の振替えとしての性格を持ち、一般財源と同様に活用できる。

《歳出》

◎義務的経費

職員の給与等の人件費、生活保護等の扶助費及び地方債の元利償還等の公債費など、地方公共団体の歳出のうち、その支出が義務づけられ任意に削減できない硬直性が極めて強い経費。

◎投資的経費

道路、橋りょう、公園、学校、公営住宅の建設等社会資本の整備に要する経費であり、普通建設事業費、災害復旧事業費及び失業対策事業費からなっている。

◎補助事業

地方公共団体が国から負担金又は補助金を受けて行う事業。

◎単独事業

地方公共団体が国の補助等を受けずに、独自の経費で任意に実施する事業。

《基金》

◎財政調整基金

地方公共団体における年度間の財源の不均衡を調整するための基金。

◎減債基金

地方債の償還を計画的に行うための資金を積立てる目的で設けられた基金。